

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：新潟県
農業委員会名：新発田市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	3,428
自給的農家数	907
販売農家数	2,521
主業農家数	514
準主業農家数	863
副業的農家数	1,144

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,933
女性	1,893
40代以下	485

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	825
基本構想水準到達者	331
認定新規就農者	17
農業参入法人	3
集落営農経営	16
特定農業団体	0
集落営農組織	16

※農業委員会調べ

単位:ha

	①田	②畑				計 (①田+②畑)
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	9,550	1,050				10,600
経営耕地面積	9,013	743	477	28	238	9,756
遊休農地面積	5	2				7
農地台帳面積	9,836	1,793	1,773	14	6	11,629

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	1
40代以下	—	2
中立委員	—	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	22	22	9

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	10,600 ha	7,339 ha	69.24 %
課 題	農業者の高齢化や米価の低迷等によって離農や経営転換が増えている。農地中間管理事業等によって担い手への農地の集積が進んでいるが、効率的な利用のための集約化と経営基盤の強化が求められている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 7,740 ha (うち新規集積面積 401 ha) 目標設定の考え方: 農地等の利用の最適化の推進に関する指針に定める単年度集積目標面積(401ha)とする。
活動計画	「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に定める担い手への農地利用集積目標の達成に向け、守るべき農地と担い手を明確にするための話し合いの場づくりに積極的に関与して農地中間管理事業の周知を図るとともに、10月から12月までを重点期間として担い手への農地の集積・集約化を推進する。

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年内に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29 年度新規参入者数	30 年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	3 経営体	4 経営体	2 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	2.64 ha	1.49 ha	1.29 ha
課 題	新規参入後の経営を安定させるため、初期投資の軽減と栽培及び経営技術の支援を関係機関・団体と連携しながら充実する必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	3 経営体	参入目標面積	2 ha
活動計画	「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に定める新規参入の促進目標の達成に向け、新規参入の相談及び受付は通年で行うが、市の「農業支援ワンストップ窓口」と連携しながら、8月から10月までを重点期間として農業参入計画調査会を通じて新規参入の手続きを推進する。		

※1 目標は、1年内に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	10,600 ha	7.0 ha	0.07 %
課 題	農業者の高齢化による労力不足や鳥獣被害等による遊休農地の発生が中山間地において懸念されている。また、面積が狭小であるなど耕作条件が不利な遊休農地は、農地中間管理事業を活用した貸借も困難である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

活動計画	目標	遊休農地の解消面積 2 ha		
		平成28年度末時点の遊休農地面積16.9haを、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に定めるとおり令和5(H35)年度末までにゼロを目指す。		
	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		48人	3月～11月	9月～11月
	調査方法	農業委員及び推進委員が担当地区を調査し、その結果を基に8月の農地パトロールで現況を確認する。		
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期		
	11月～月	12月～1月		
その他	市や県の補助事業を活用した遊休農地の再生を検討する。			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	10,600 ha	3.6 ha
課 題	農地を農地以外に使用する場合には、農地法に基づく転用手手続きが必要であるとの認識が市民に不足している。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	6月に市広報紙やホームページを通じて農地法に基づく転用手手続き等の必要性を広く市民に周知するとともに、8月に農地パトロール等を行い、問題のありそうな農地の現況を確認する。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入